

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成27年12月1日（平成27年（行情）諮問第717号）

答申日：平成28年4月27日（平成28年度（行情）答申第33号）

事件名：特定事件に関して特定法務局職員が特定裁判官と面談した際に作成又は取得した文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定地裁特定事件に関して、特定法務局職員が特定A裁判官と面談した際に作成し、又は取得した文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年10月30日付け庶第1167号により特定法務局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求書及び意見書の記載によると、以下のとおりである。

（1）審査請求書

特定地裁特定事件は、審査請求人が訴訟代理人として関与した訴訟において、特定高裁特定部の特定A裁判官から、①地裁判決を書いた裁判官が変な裁判官であると高裁が判断した場合、当該判決は簡単に高裁で覆されることを思い知らされたり、②和解期日において二枚舌を使われたり、③裁判所の和解案を断ったことの報復として、裁判所の和解案の倍以上であり、かつ、相手方の言い値に近い金額の支払いを命じられたり、④聴取時期不明の又聞きのメモに書いてあることも含めて、相手方の言い分をほぼ100%認めることで、依頼者である男性の母親が極悪人であるかのような事実認定を判決でされたりしたことにより発生した精神的苦痛に関する慰謝料の支払を求める事案である。

そのため、特定法務局職員は当然、特定A裁判官と面談していると思われる点で本件文書は存在するといえる。

（2）意見書

ア 特定地裁特定事件（以下「別件事件」という。）は平成27年6月特定A日に特定簡裁に提訴され（資料1 添付省略）、同月特定B日に

特定地裁への移送決定がなされ（資料2 添付省略）、同年7月特定日に国の答弁書が提出され（資料4 添付省略）、同年8月特定日に第1回口頭弁論期日が開かれ（資料3 添付省略）、同年9月特定日に国の詳細な準備書面が提出された（資料5 添付省略）。

イ 別件事件の訴状（資料1）では、特定高裁特定部の特定A裁判官が、別件訴訟の被控訴人訴訟代理人であった審査請求人に対し、控訴審の一回結審後の和解期日において、笑みを浮かべながら、「原判決を書いた特定B裁判官は特定判事補事件で有名な、非常に変わった人間である。そのため、彼以外の裁判官であれば、99%ぐらいが異なる結論の判決を書く。」などと発言したこと（資料1・4頁及び5頁）を始めとして、特定A裁判官の異常な言動が具体的に主張されている。

そのため、特定法務局職員としては、特定A裁判官と面談した上で、裁判官の独立及び中立・公正等について判示した最高裁大法廷特定日決定（当時、特定地家裁判事補であった特定B裁判官の行為が裁判所法52条1号にいう「積極的に政治運動をすること」に該当するかどうか等が争われた分限事件であり、通称は特定判事補事件。）が示す裁判官像に留意しつつ、具体的な事実関係を聴取して当然であるといえる。

また、国が提出した被告第1準備書面（資料5）5頁には、「特定高裁特定部では、控訴審に事件が係属してから間もない時期に事件の進行等に関して、忌憚のない意見を聴取することにより、控訴審の適正迅速な進行を図るため、双方に弁護士代理人が選任されている一部の事件に関して、電話会議システムを利用して事前協議を行っている。」と書いてあることからしても、特定法務局職員は、特定A裁判官と面談して詳細な事情を聴取したといえる。

さらに、特定A期の特定A裁判官は特定A年特定日から特定B年特定日まで特定地家裁特定支部長をした後、特定B年特定日に特定高裁特定部に転勤したのに対し、特定B期の特定B裁判官（特定期違いである。）は特定C年特定日以降、特定地裁特定部に所属している。そのため、特定C年特定日からの特定年間、特定地裁の裁判官会議（年2回開催）等において、2人の間で何らかの衝突があったかどうかについても、特定法務局職員が聴取しているかもしれない。

よって、本件文書は存在するといえる。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、以下のとおりである。

- 1 本件開示請求及び本件不開示決定並びに本件審査請求について
 - (1) 本件開示請求について

本件開示請求は、審査請求人である開示請求者が、「特定地裁特定事件に関して、特定法務局職員が特定A裁判官と面談した際に作成し、又は取得した文書」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

(2) 本件不開示決定について

処分庁は、本件開示請求に対し、本件対象文書は作成又は取得しておらず、保有していないとして、法9条2項の規定に基づき、本件不開示決定を行った。

(3) 本件審査請求について

本件審査請求は、特定法務局職員が特定A裁判官と面談していると思われることから本件対象文書が存在する旨主張し、本件不開示決定を不服として、これを取消し、開示を求めているものと解される。

2 本件不開示決定が正当であること

特定法務局においては、本件開示請求に対し、行政文書ファイル管理システムによる検索、上記特定地裁特定事件担当職員からの聴取、事件記録の閲覧及び同担当職員使用のロッカー内の確認によって本件対象文書を探索したが、本件対象文書の作成、取得及び保有は確認されなかった。

したがって、本件不開示決定は正当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年12月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月24日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年4月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特定地裁特定事件に関して、特定法務局職員が特定A裁判官と面談した際に作成し、又は取得した文書」である。

処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示決定の取消しを主張し、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁の説明の要旨

特定法務局においては、本件開示請求に対し、行政文書ファイル管理システムによる検索、特定地裁特定事件担当職員からの聴取、事件記録の閲覧及び同担当職員使用のロッカー内の確認によって本件対象文書を探索したが、本件対象文書の作成、取得及び保有は確認されなかった。

(2) 検討

審査請求人は、特定法務局職員が特定A裁判官と面談していると思われることから本件対象文書が存在すると主張していると解されるが、本件対象文書が存在するという確かな根拠に基づく主張ではない。

また、本件対象文書の探索の方法及び範囲について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、上記(1)で説明しているものの外、当該特定事件担当職員が在籍する部署の事務室内及び書庫について探索したが、当該文書は存在しなかったとのことであり、探索の方法及び範囲に特段の問題はないと認められる。

したがって、特定法務局において本件対象文書を保有していないとの説明に、特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特定法務局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史